

## 令和5年度広島県青少年健全育成審議会議事録

### 1 開催日時及び場所

令和5年9月6日（水）13時30分～15時30分

広島県庁南館1階101会議室（広島市中区基町10-52）

### 2 委員の現在数及び審議会に出席した委員の数

委員の現在数 10人

出席委員数 10人

### 3 出席した委員の氏名

秋野成人、生田真紀、板倉妙子、岡原秀樹、齋藤圭子、戸川喜史、中谷隆、西本哲也、船本夕里亜、宮谷誘治

### 4 議題

青少年の性被害防止対策等について

### 5 担当部署

広島県環境県民局県民活動課 TEL (082) 513-2740（ダイヤルイン）

### 6 会議の内容

#### (1) 開会

委員総数10名のうち10名全員が出席し、広島県青少年健全育成審議会規則第3条第3項により、定足数を満たしていることを事務局が確認した。

#### (2) 議事

##### ア 議事録署名者の決定

会長が、岡原委員を指名した。

##### イ 青少年の性被害防止対策等について

事務局から、資料1～資料6により、説明した。

##### ウ 意見聴取

（会長）

まずは、刑法改正その他もあるので、説明でよくわからない点があれば御質問いただきたい。そのうえで現場に携わっている委員の方には被害防止について意見をいただきたい。

（委員）

刑法改正前にも青少年の性犯罪被害の事案があったかと思うが、そこから青少年を守るための周知、相談窓口の周知はどのようにされていたのか。

今回、刑法改正された部分に特化した周知をしたいということか。

（会長）

県が刑法改正以前、これまで刑事処罰、相談窓口の周知をどのようにしてきたのか。

今回、刑法改正されてどのように周知していきたいか。

（事務局）

刑法改正以前から、児童ポルノの自撮り被害にあう子供が多いこと、インターネットの低年齢化やスマートフォン利用の拡大もあり、正しいインターネットやスマートフォンの利用を促進するため、本日お配りしているが、インターネット適正利用のリーフレットや自撮り

撮り被害防止のリーフレットを作成、配付している。

自画撮り被害のリーフレットは県内の中学1年生、インターネット適正利用のリーフレットは小学4年生に配付し周知を図っている。

被害にあった子供は、性犯罪ということで声を上げにくい、潜在化しやすいこともあるので、性被害ワンストップセンターのシールを県内の公共施設等のトイレに貼って、相談窓口を周知している。

また、性被害を認識できない子供もいるので、小学校低学年向けに性被害がどんなものかわかるリーフレットを作成し、県内の小学生等に配付して周知を図ってきたところである。

改正刑法について、自画撮り要求とも関連するが、今回、新たに16歳未満に対する面会要求の罪が新設された。16歳未満の子供にわいせつ目的で面会要求をすることは罪になるということを周知することで、犯罪の抑制につながると考え、県のHPやSNSにおいて改正刑法について周知し、あわせて相談窓口の周知をおこなっている。

また、支援にあたられる方へも今回の改正刑法について、理解を深めていただくために、内閣府資料を用いて、情報提供をしている。

(委員)

色々やっていることは理解した。

今回、16歳未満に対してこういったことが罪になるということが刑法改正の趣旨だと思うが、このことを中学生や高校生へ周知したいということか。

(事務局)

改正刑法の周知についてはそうである。

併せて、青少年健全育成条例の保護対象が18歳未満であることから、今回刑法でカバーされない16歳、17歳のところをどのようにカバーするかが検討課題であると認識している。

(会長)

これまでのところで、児童ポルノの自画撮り被害が県内では多く、その対応を行ってきている。

被害者自身が被害の認識に欠けるところに対して、リーフレットを配付しているということ、窓口等の案内もしているということで、その成果が先ほどの資料のワンストップセンターの相談件数となっているという理解でよいか。

(事務局)

はい。

(会長)

刑法改正に伴っては、新しく処罰対象になった部分に関しての告知を行う、支援にあたる方への新しい処罰規定の情報提供をしているということ。

16歳未満に関して性交同意年齢が引き上げになったことについてこれから周知徹底をおこなっていきたいということであろう。

広島県青少年健全育成条例の対象が18歳未満のところ、刑法改正では16歳、17歳は対象となっていないので、条例で何らかの手厚い対応をするかどうかは課題として残っているところである。

他に御質問があれば伺いたい。

ないようなので、では、資料1の2(1)改正刑法の周知、相談窓口の周知について、御意見を伺いたい。

(副会長)

周知に関しては学校現場で生徒、特に中高生にされる必要がある。

こういった性犯罪について周知するのは、子供だけでなく、保護者へも犯罪になることを認識してもらうことが大切なので、当事者だけでなく保護者へ周知することも重要である。

P T Aでも周知していることがあるのか。

(委員)

やっていない。

(副会長)

これからは、刑法改正されて、こういったことが罪になるよと周知することが大切だ。

家庭で予兆を摘み取ることが重要である。

保護者の対応の仕方も変えないといけないと思う。

(会長)

県から何かあるか。

(事務局)

対象が子供向けだが、インターネット適正利用のリーフレットは、子供と親で話し合っ、子供のスマートフォン利用について、お互いに約束をつくるようにしている。

ご指摘のとおり保護者の意識も重要だと思っている。

高校生向けにどのように行うかは検討課題である。

(会長)

保護者への働きかけは具体的に何かしているか。

(事務局)

インターネット利用に関してだが、保護者向けに講習会をしている。

(会長)

性犯罪に関しては行っていないのか。

(事務局)

教育委員会等の資料をもっていないので確認する。

(委員)

少し前に、学校で生徒同士が裸の写真をとって送らせたことがあった。その時は、男の子が男の子に女の子の名前を使って送ってと言った。これは、先生が加害者と被害者の保護者を呼ばれて納められた。

性被害の問題は、SNSと違って表立って話をするのが難しい内容である。

被害者も加害者も話しにくい内容である。

親も罪に問われると知るとどきどきとするし、話しにくくても被害を出さないためにも、いろいろなところで話をするのがいいのではないかと思う。

その後、加害者も被害者も両方学校へ行っていたのでその点はよかったと思う。

(会長)

ほかに意見はあるか。

これまでの性犯罪は、強制をベースにしている、先ほど説明があったが、暴行、脅迫、心神喪失、抗拒不能など、そういう概念を使っていて、被害者に対して、逃げられたんじゃないか、抵抗できたんじゃないか、という部分を警察の捜査段階で、いろいろ問われて、逆にそういうことがあったので、同意したんじゃないかという議論をされていたことに対して、今回の刑法改正は、抜本的に改めるという改正だと思う。

明らかに、未成年者を含めた性的自己決定権を保護するための規定として、同意をしない状況自体について、拒絶するものとして扱おうという形になっている。子供もそうだけど、大人の方も意識改革をしてほしいと法制審議会の意向としてかなり強く出ている。

青少年保護のために、青少年自身にもまたその保護者にもというところもあるが、大人の価値観を変えていけないといけない。そういったことも含め、全体的に啓蒙活動を行い、子供達や保護者に重点的に周知活動を行ってほしいと思う。

みなさんの自己決定は守られているということを伝えないといけない。未成年者、13歳

未満も、16歳未満のところについても、手厚く守っていると思う。

5歳差要件をもってきて、形式的に絶対的に犯罪成立を認める形を取っているので、社会的な年齢やパワーや知識の違いをベースにして、対等な関係にないのだから、5歳差があればダメなんだという扱いになっている。そういう形で守られているので、その部分も彼ら、彼女らに伝えていかないといけない。

(委員)

私たちが若いころ、スマホなどもなかったが、今は写真なども簡単に撮れ、生きている時代が違うので、かなり大人の方が意識しないといけない。

ジャニーズの事件も、あれだけの被害があり、なぜ今まで明らかになっていなかったのか。大人も反省しなければならない。

(副会長)

虐待行為と刑法のからみはどうなっているか。

性犯罪の法律と虐待のからみは一緒なのか連動するのか。

(事務局)

別途、児童虐待防止法がある。今回、児童に対するというところで、年齢差要件があり、本人同士に同意があったとしても、5歳差があれば成立せず、アウトになるというのが今回の改正になる。

(副会長)

それなら資料3-1の2わいせつ行為ではないと誤信させたりとあるが、そこを周知しなければならない。

わいせつではないと誤信させるひとつの要因が、※1である。後半部分の膣や肛門に、ペニス以外の身体の一部又はものを挿入する行為。これはかつて、性的いたずらと言われていた行為である。

しかし、これはもう犯罪行為である。多くはわいせつ行為でないと誤信させるのは、いまのような後半部分は大丈夫だと誘導し、写真を撮ったりするようだ。

性交でなければ、大丈夫であろうという思い込みが大人にも子供達にもあるのではないか。

性的いたずらは言葉として禁句で、もうないと。虐待法が相当厳しくなったと同様に、性的いたずらと許す行為はもうなく、こういった行為はすべて犯罪であるという意識を我々も子供達も持たないといけない。

(会長)

今回の刑法改正のところで、※1の改正を行ったのはそのためだと思う。

(副会長)

かなり厳しく指摘している。我々、県民も案外知らないかもしれない。こういった行為は犯罪行為であるということを周知する必要がある。

(委員)

資料3-1の1と2は、年齢に上限がなく、3だけが16歳未満だと思う。意見をということだが、1と2に関しては、あまねく、きちんと認識してもらわないといけないということで、広く一般県民に対して、刑法改正について、周知する上で特に力を入れていくところはあるのか。

(事務局)

法務省、内閣府から、県民の方への周知という形で、先ほどの資料の簡易版のようなものが送付され、それを各市町に配付等し、年齢要件により同意があっても罪になること、グルーミング行為も犯罪になること、またそういうことをされること自体が性被害なんだということを理解してもらおう観点から、まだまだ十分ではないが、周知等に取組んでいるところである。

我々は、青少年の保護を担当する部署なので、そうした子供向け、児童向けが中心になってくる。

(委員)

資料1の2(1)に記載されている青少年の被害防止に資するようということは今の話のところだと思う。

青少年を被害から守ることにに関してどのように周知活動をするのかについての意見でいいのか。

(事務局)

はい。

(委員)

被害者になり得る可能性のある青少年に対して、こういうことをすると容易に被害に遭うよと、インターネットに関して、大人が見えないところで様々なことが起こっているところで、自画撮り被害防止の周知徹底を図っていくことが肝要かなと思う。

先ほど、PTAの話もしたが、保護者といえばPTAなので、そういうところからやっていくのがいいかと思う。

(会長)

周知を行うことによって刑罰規定もあるので、抑止効果を得られて、青少年の被害防止につながっていくところがあると思う。

資料1の2(2)映像等の要求罪に係る映像を求める行為については、37都道府県で規定が設けられている実態がある。手前側の行為について、広島県の条例で処罰規定を設けることについてどう考えるか。

(委員)

中高生が犯罪に巻き込まれやすいことを踏まえると、性的な被害を受ける危険性が高い状況なので、前段階で、被害を受ける前に助けるという意味で、なんらかの規制は必要ではないかと思う。

年齢をどう考えていくかはまた出てくると思う。

(会長)

前段階の規制も取り入れて、青少年の性的自己決定の話にもっていくのか、性的搾取の問題にもっていくのか、青少年育成条例なのであくまで青少年保護の観点からおすのか、どうがいいか。

(委員)

何を保護するのかという趣旨も問題となってくる。悩ましいところである。

(会長)

法律との関係のぶつかり合いが出てくる場所であると思うが、少なくとも青少年保護の観点でその規制は可能だと考えるか。

(委員)

そこは、検討に値すると思う。

(委員)

話が戻るが、リーフレットを配付していると思うが、配るだけで終わっているのか。それを基に何かしら授業や教師からの説明があったりするのか。

自分自身が知らない、どこに相談したらよいかわからない。子どもに説明しているのか、ただ保護者へ渡しているだけなのか。

(会長)

そこあたりはどうか。より実効性の高い周知方法をとっているのか。

(委員)

私の記憶の範囲になるので、不正確な部分があることはお許しいただきたい。

学校が子供の安全に関して、何を取り上げるか、インターネットの問題もあれば、通学中の交通事故の問題、不審者の問題もある。また性犯罪の問題もある。学校は、カリキュラムに防犯教室もあり、その時々学校の状況により取り上げている。そのなかで学校の先生が、広島県のリーフレットを教材として説明する場合もあると思う。

自身の仕事で子供達とインターネット、電子メディアとの健全な関係づくりをどうするのかがある。学校にも、私たちの伝えたい内容を、学校の考えを添えて伝えてほしいと思うが、学校にも色々ある。なかなか時間が取れない場合などは、資料の配付になるものもある。

(委員)

道徳の授業があると思うが、そこで取り上げるのはそぐわないのか。

(委員)

人権の問題であり、まして刑罰があるものなので、そぐわないことはない。ただ、学校現場の意識もあり、その時々で、いじめの問題ができれば、いじめについて、ネット問題ができればネット問題の内容になるなど、取り上げる内容が違うのではないかと思う。

年間で防犯教室の時間を確保されていると思うが、そこで取り上げてもらうように、どのように学校にお願いするかは、広島県もそうだと思うが、課題かと思う。

(副会長)

中学校によっては、性教育に関して、授業ではなく、私も頼まれたことがあるが、外部から講師を呼んで、中学生に考えてもらうことがある。

これも性教育の中に入れてもいいような気がする。性教育の中で、ディスカッションをするなかで広めていくような形もあるのではないか。特に中学校ではそういう機会があってもいいような気がする。学校にも色々あると思うが。

機会を捉えてやっていくのが大切であると思う。

(委員)

周知の方法ということで、学校で行うのがいいのではないかと個人的には思った。

(会長)

今回、刑法改正で性交同意年齢を13歳から16歳に上げた時の議論で、自己決定権の中身をどうするのかと話があったときに、性的行為がどう意味を持つのか、性的行為が自分に対してどういう影響を与えるのかをわかっており、相手からの働きかけに的確に対応できる。この3つが揃わないとダメだとなった場合に、最初の段階で、性的行為がどういう意味を持つのかについて、学校でどの程度教育を受けているのかと法制審議会でも議論されていて、小学校でほとんどダメだねという状況になって、中学校のところで、性教育の部分はされているが、犯罪化される部分で、自分に対する影響については、ざっくりとしかされていなくて、本来中学生でも自己決定できるかはかなり微妙になってきている。自分に対する影響をどれだけ考えられるか、働きかけてくる相手方との関係をどのように処理していくかというところになってくる。

臨床心理学の先生からすると、20歳に近いところにならないと同意が難しいのではないかという意見が法制審議会の中では出ていた。

でも教育の実態との関係、建前との関係で、義務教育終了で、自己決定が最低限なんとかなるのではないかというところで、対応しているのだろう。

教育現場で、中学生等の教育に取り入れて、彼ら、彼女らが少しでも成熟した自己決定ができる場を作っていないと、なかなか法律の改正をしてもうまく機能するかは微妙だと個人的には思う。

では、18歳未満の青少年の処罰についてはどうか。他都道府県では、青少年保護育成条例では、青少年を保護していることから、罰則を青少年には適用しないという免責規定を設

けているが、広島県の場合はそれがない。

そこを今回の刑法改正との関係を含め、もう一度考える必要があるのではないかと。

青少年の保護、育成の観点から審議会ではどのように考えるか。

(委員)

どういうところで免責があるのか。

(事務局)

他県の条例では、「～をやってはいけない」という規定があり、その行為を行った場合、例えば罰金 30 万円など罰則があるが、その罰則の規定を青少年には適用しないとしている。やってはいけないことだけど、罰則までは課さないとしている。一方で、罰則がないと実質的に規制の効果が薄いという主張もある。

(委員)

18 歳未満ですよ。なんか大人になってほしいと考えると、18 歳でもいろいろな子がいて、失敗する子もいる。失敗を取り戻す何かがないといけない。その余地を残してほしい。

(副会長)

今厳罰化しつつあるが、しかし少年法がベースで、少年法は、青少年育成という視点が中心となって作られていると思っている。少年法の枠の中でとらえていく、育成という視点も入っているので、その視点のなかで対応していかないと整合性がとれなくなっていくのではないかと。

保護、育成という視点は必要だと思う。

(会長)

そうすると処罰の対象にしておいたままという議論か。処罰を外しての保護、育成のところに県として力を入れる議論か。

(委員)

残したままでも。罰則がなければ、そういった犯罪が増えていくとのことだと逆効果になると思う。

昔、養護学校に勤めていて、近所の子に抱きついた子がいて問題になった。ただ好きだっただけで抱きついた。許せない行為ももちろんあると思う。ただ子供によって、いろんな状況があって、受けた方は許せないと思うが、大人が考えて、失敗した子に対して、更生の道を残してほしいなと思う。

(委員)

今の話は、罰条を要求するにあたり、どの程度情状を考えるかになるかと思うが、条例でそのような機能はあるのか。

(事務局)

そこは、警察や検察の判断だと思う。今回の趣旨は、そもそも青少年の健全育成を保護する条例において、青少年を罰するのはいかなるものかというところで、他の都道府県では、そもそも罰則は適用除外と定めている。副会長が言われていたのは、裏を返せば、少年法の厳罰化の流れを踏まえ、少年であっても、悪いことをした青少年は罰しないといけないという趣旨か。

(副会長)

いえ、そうではない。

少年法はもともと、厳罰化に対しては距離を置いていたが、ここ最近、情勢の変化で厳罰化している。根本の少年法の理念に戻って、やり直しをする余地を残しておかないといけない。育成、保護というところは忘れてはいけない。ただ罰を与えるだけではだめでないか。14 歳でも事例によっては即裁判に行く。16 歳、17 歳は少年法では守られていたが、厳しくなっているので、それに乗じてすぐ罰を与えるのはいかなるものかと思う。

育成は忘れてはいけない。やり直しのチャンスを残しておかないといけない。  
あまり厳罰化するのはいかかなものかという意見である。

(委員)

18歳未満で罰則が適用された事案はあるのか。

(事務局)

件数は個別の事案になるので、警察の方も詳細は教えてはくれていないが、18歳未満でも条例違反で摘発されている。警察の話聞く限りは、刑罰がないと実効性が担保されていないので、引き続き刑罰がいるのではないかという、あくまで担当ベースでの話である。

(委員)

この条例に違反したら、即罰則適用となるのか。

(事務局)

そうではない。案件によると思う。

(委員)

裁判で決まるわけではないのか。

(事務局)

家裁である。

(委員)

家裁が事情を踏まえ、一番重いのが逆送ですね。

(副会長)

逆送はしないでほしいと思う。

(委員)

委員が言われたご心配は、その中で、保護観察にしようとか、罪には問わないけど保護司さんをお願いしようねということか。

(副会長)

そうである。心配しているのは、家裁に行くことではなく、逆送だけはやらないほうがいいということ。事例によっては家裁も介入しないと公平な判断はできないと思う。

(委員)

色々な事案が低年齢化しているというところでこの問題も出たのではないかと思う。

今まで万引きの話など色々、中学校で話していたことを今は小学校でもしている。

低年齢化していることで、今まで収まっていたことが収まりきれなくなっている。

やり直す道を残しておかないといけないと思っている。

(会長)

青少年、未成年が対象になるので、可能性を信じて、教育その他の保護を適用して、本来のところに戻ってほしいと思う。

他の都道府県が対象から外しているが、未成年者の条例違反が重大視されているようにも思えない。適用しない地方自治体は何かしているのか。行動規範は示すが、罰則適用しないという形でも、違反者、罰則対象が増えているわけではない。そのために行政的な手当がなされているのか。そちらがうまく機能しているのであれば外してもいいのかとは思ふ。

なかなか、そこがすぐには難しいということであれば、適用状態を維持しておいて、近い将来、保護、育成の方向に舵を切ってもいいのかと思う。

そもそもなぜ他の都道府県はそうなっているのか、何かあれば教えてほしい。

(事務局)

調べる限り、ほとんどの都道府県が制定当時から規定があった。途中から外すという議論があるのが少ない。こういう状態だから外すなど明確に分かっているわけではない。

会長が言われているように、外すことのデメリットや、外せる状態なのか、客観的事実が



あるのかなどどう考えていくか。

(委員)

やってはいけないことはやってはいけないと謳ったのであれば、それを担保するものが必要だと思う。免除規定を設けている自治体はそうはいつでもねということであると思う。

他の委員と違っていて、こういう条例だから、謳った以上は、こんなことをしたら、こんな罰があるよと明確に明記する必要があると考える。

育成の部分で、少年事件手続きのなかで、起こしたことの重大性、責任の能力やその他、情状などによって個別具体的に判断していく。少年法でいくと、どのように立ち直させるかということもなくなっているとも思えない。少年だから更生させようという精神で、個別具体的に判断し、育成に対して担保されているのであれば、謳うべきではないか。厳しいところは、厳しくっていくのも教育だと思う。

(委員)

厳しいところは厳しくいうということとはとてもよく分かる。少年の時代から、してはいけないことはダメと私も言う。間違いを犯してほしくないのと言う。

(会長)

資料1の2(1)、(2)について総じて御意見があれば。

(委員)

弁護士として少年事件に関わるなかで、少年法の健全育成の部分は残っていて、厳罰化もいろいろな議論があったうえで、今の少年法の改正が行われたことをお伝えしたい。

実際に罪を犯して、家裁へ行って、家裁の中での手続きを経て、少年が内省を深めて、更生に至るということがある。

家裁の手続きの中で、少年のよりよい育成が図れるということが実際にあることをお伝えさせていただきたい。

(会長)

他はよいか。

引き続き、青少年のインターネット利用環境の整備について、課題としては2つある。

適正利用に関して、青少年、保護者に対して効果的な啓発の必要性、方法等について御意見があればいただきたい。

フィルタリングに関して、他の都道府県との関係で、具体的な義務付けに伴っての手続きを保護者に求める規定を設けることについて御意見をもらいたい。

まずは、効果的な普及、啓発について。

(委員)

広島市がやっていることで、広島市電子メディア協議会があり、青少年と電子メディアとの健全な付き合い方を普及していこうというもの。もともとはPTAに関わっている保護者の方が中心に立ち上げられていた。そこに委託し、学校やPTAや地域団体から要請があれば、電子メディアインストラクターが、需要に応じた話をさせてもらっている。これは年間、延べ千件程度。

フィルタリングについては、全てではないが、スマートフォン販売店にサポーター店になってもらって、インターネット整備法で義務付けされており、すでにされているが、念押しの周知と家庭でのルールづくりをお願いしている。お店にチラシを置かせてもらったり、コロナ禍で近年行けてないが、年に一度状況の聞き取りをおこなっている。

普及啓発はすごく難しいと感じている。今は、スマートフォンよりゲーム機がネットにつながるので、小学生は、そこでなりすまし被害にあったり、いじめにあたりすると聞いている。

表面化すれば、同じ学校なら学校が対応できるが、なかなか相手が捕まえないという

ところで苦慮している。

(副会長)

学校で支給されているタブレットは、ネットにつながっているが、完全に学校用に作られたものか。どこにでもアクセスできるのか。

(委員)

アクセスできないと調べ学習ができない。学校によっては持ち帰らせていない学校もある。

(委員)

そうしてほしい。

勉強しようと思うと、おうちに帰ってからしかできない。

宿題がでたりするから持ち帰るが、落とす子もいるし、帰ってゲームするという子も増えているのが気になっている。

でも帰って調べものもしないといけない。フィルタリングをつけるとそれが難しくなるのか。

(委員)

技術的なことになるので、どこまで有害サイトをひっかけられるかになると思う。

保護者が貸し与えているスマートフォンやゲーム機などの端末であれば、保護者でどこまででもかけられるが、我々の職務で使うパソコンでも、検索ワードの取り方によっては、問題のあるサイトのキーワードを入れると画面が黄色くなり進まないことがある。そのようなことがあると、適正に調べられないこともあると思う。端末を扱ったことがないので、正確ではないが。

文部科学省がGIGA構想を推進して、体制の整備を平行して行わないといけない。

文部科学省の指導要領のなかに情報モラル教育をなさいと謳われているが、漠然と、情報モラル教育といっても、有害サイトについてはいけないとは言いが、どうやって、何をすればいけないとか、これをしてはいけないとか、結局ツールなので、誤った使い方をしたらアウトで、正しい使い方をすれば、これほど便利なものはない。悪い例えだけど、よく包丁と同じと例える。料理をするのに使うが、人を刺すのに使われることもある。

(副会長)

教育現場で情報化が進んでいるが、インターネットの使い方は、どこまで。

(委員)

インターネットは全世界に広がり、消せないというのが、包丁と違う。

啓発として、講習会を広島県と行っており、ことあるごとに訴えるが、関心を持って、保護者が子供と話をしている家庭は大丈夫だと思う。そうではなくて、ただ学校からプリントを持って帰るだけで何も言わない家庭に、どのように正しい使い方を伝えるかについて、日ごろ悩んでいる。

キャリアは、インターネットの中で誤った使い方をするとこんな被害に遭いますよという説明をネットで出している。みなさんも見れるようになっている。ただ見られていない。見ても他人事となっている。

(会長)

県としてはフィルタリングについて保護者が利用しないと申し出たときに、書面を出してもらおうという点について、一歩進めてみたいと言われているがそこはどうか。

(委員)

業界とは話をされているのか。

(事務局)

少しヒアリングをしている。

(委員)

反応は。

(事務局)

ほぼ、多くのキャリアが代理店に、事務処理として指示しているようである。改めて、実態も確認している。

全国どこでも店舗があり、先行した条例もあるので、手続き的には進んでいると思う。

また、保護者の方への意識付けということで、契約の時に口頭だけで申し出るのではなく、理由を書くことにより、フィルタリングについての意識付けになるのではないかと思う。

(副会長)

私は賛成である。

保護者、ユーザーの倫理観にかかってくる。

保護者へなぜフィルタリングをかけないかと考えてもらうきっかけになる。ただ、感情、気分的にいやだからではなく、もうちょっと踏み込んだ理由を考えてほしくて、理由を考える誘導はあってもいいのではないのか。

(委員)

フィルタリングの有効性はすでに説明されていると思う。そのうえでどうされるか、後は保護者の判断と伝えていると思う。

(委員)

最初にこれは大事だと思った。近所で、集会所で通信業者に話をしてもらったが、5、6人しか来なかった。

学校からだとなかなか話だと思って、保護者が来てくれると思う。学校でフィルタリングの大切さや、事件に巻き込まれて、こんなことがあったら大変だななど話せる場があれば効果があると思う。学校にはお願いしたい。

(副会長)

今はリモートでも参加できるので、してほしい。

(委員)

引きこもりの相談や作業所をやっていて、今回のテーマの中で、性的被害に遭う方で、女性で療育手帳を持っていないけど、知的に低い方は、手厚く周りが注意してあげないと、善悪の区別がつかなくて不本意な妊娠をしている人がいる。かなり踏み込んで具体的に話をきかないと理解ができない。そういった方には踏み込んだ支援をお願いしたい。

(委員)

フィルタリング利用率が下がっていることについて、フィルタリングを入れない理由を聞いたりしないのか。

キャリアの対応になるから声が集まらないのか。

(委員)

条例で謳うかは別として、保護者に書いてもらうようなことを協力してもらえないかと今の話を聞いて思った。

(委員)

知っているのに使わない理由がわからないといけない。

理由を知る努力をしていかないとの的外れなことになる。

(委員)

理由ではないかもしれないが、大人がインターネットの便利さを享受しているのも多少なりとも関係あるのかと思う。自分の子供を信じて、変なサイトにはいかないよねと期待を持っているかと思う。

(委員)

フィルタリングがかかった状態の端末を販売して、フィルタリングを外す作業をキャリア

に頼むなど市や県から働きかけをするのは難しいのか。

(委員)

そこまでの強制は難しいと思う。

環境整備法でそこまで書いてあれば議論できると思うが。

(委員)

結局、フィルタリングと性被害はつながっている問題だと思う。

(事務局)

フィルタリングについては、購入時点では、フィルタリングをかける率が高いが、購入後、子供を信用しているなどの理由から解約率が高い。

やはり保護者にフィルタリングの必要性を理解してもらう必要がある。フィルタリングを利用しない理由を書いてもらうことで、改めてフィルタリングを考えるきっかけになるのではないかと思う。

(委員)

子供がこっそりフィルタリングを外している場合もある。

販売店で親のパスワード設定を見ていたら、もうどうしようもない。

家庭で、子供が使う時間を決めて、その時間だけ子供に渡すのが簡単だが、そういったことはしてはいけないとセミナー講師から言われ目から鱗だった。ルールではなく、話し合っ

て約束をしなさいと言われた。

(会長)

全体を通じて、言い残したこと、御意見があれば伺いたい。

ないようなので、本日は終了とさせていただきます。

### (3) 閉会

## 7 資料一覧

- 資料 1 青少年の性被害防止対策等について
- 資料 2 青少年の性被害及びインターネットを介した被害の状況（広島県・全国）
- 資料 3-1 刑法改正の概要
- 資料 3-2 改正刑法の適用年齢について
- 資料 4-1 性被害ワンストップセンターひろしまの運営について
- 資料 4-2 性被害ワンストップセンターひろしまの相談状況について
- 資料 5 令和 4 年度広島県青少年のインターネット利用状況調査結果
- 資料 6 インターネット適正利用に関する啓発実施状況
- 参考資料 1 広島県青少年健全育成条例（関係部分抜粋）
- 参考資料 2 児童ポルノ禁止法について（概要）
- 参考資料 3 青少年インターネット環境整備法について（概要）